

酒々井町の健全化判断比率

地方公共団体において財政状況が悪化している中で、平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、早期の健全化を促す仕組みが作られ、新しく5つの財政指標が設けられました。

今までは、一般会計などの普通会計中心であった財政分析が、町全体で特別会計、公営企業及び一部事務組合などを含んで財政分析を行い、健全化に努めるようになっていきます。

令和2年度 酒々井町の健全化判断比率の状況

(%)

		健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率		—	15.0	20.0
連結実質赤字比率		—	20.0	30.0
実質公債費比率		5.3	25.0	35.0
将来負担比率		19.0	350.0	
公営企業資金 不足比率	下水道事業	—	20.0	
	水道事業	—		

※ 町の健全化判断比率は、令和2年度決算に基づいて算定しています。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、公営企業資金不足比率は、収支が黒字のため「—」で表示しています。

健全化判断比率から見た町の財政は…

健全段階

普通会計の実質赤字比率、町の全部の会計の連結実質赤字比率は、ともに黒字を出しているため、財政は健全な段階です。また、実質公債費比率も早期健全化基準を下回っている状況で健全です。

将来負担比率の対象となる「将来負担額」は、町債の現在高、債務負担行為（町が支出を約束したもの）に基づく支出予定額、一部事務組合のうち一般会計等の負担見込額などの合算額で、これと充当可能財源の差し引きから求められる将来負担比率は早期健全化基準を大幅に下回っており健全です。

公営企業資金不足比率は、水道事業会計と下水道事業会計ともに黒字であり、これも健全です。

早期健全化基準

- * 財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- * 実施状況を毎年度議会に報告し公表
- * 早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

自主的な改善努力による
財政健全化

イエローカード

財政再生基準

- * 財政再生計画の策定、（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- * 財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- * 財政運営が計画に適合しないと認められる場合においては、予算の変更等を勧告

国等の関与による確実
な再生

レッドカード

実質赤字比率

普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \{ \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額}) \} \div \text{標準財政規模}$$

繰上充用額	歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
支払繰延額	実質上歳入不足のため、支払いを繰り延べた額
事業繰越額	実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

◎標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すものです。

地方交付税における基準財政収入額を基に算定した標準税収入額に、普通交付税を加え、さらに臨時財政対策債発行可能額を加算して算定されます。

RO2：4,510,890千円

$$\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率

普通会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税で措置されるものを除く。）に充当されたものの占める割合をいう。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})\}}{\{ \text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \}}$$

3ヵ年平均

◎準元利償還金

- ①普通会計から普通会計以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てられたもの
- ②一部事務組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還に充てられたもの
- ③債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの

将来負担比率

普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\{ \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込み額}) \}}{\{ \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \}}$$

◎将来負担額

- ①普通会計の地方債現在高
- ②債務負担行為に基づく支出予定額
- ③普通会計以外の会計の地方債の元利償還に充てる普通会計からの繰入見込額
- ④酒々井町が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる酒々井町からの負担等の見込額
- ⑤退職手当支給予定額のうち、普通会計の負担見込額
- ⑥酒々井町が設立した法人の負債額
- ⑦連結実質赤字額
- ⑧一部事務組合等の連結実質赤字額のうち、普通会計の負担見込額

公営企業における資金不足比率

$$\text{公営企業の資金不足比率} = \text{資金の不足額} \div \text{公営企業の事業の規模}$$

資金の不足額 一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

事業の規模 料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額
水道料金、下水道使用料
水道 RO2 : 418,797 千円、下水道 RO2 : 408,926 千円